

漁業法第57条第7項第1号の都道府県知事が許可をすることができる
船舶の隻数を定める件

令和2年11月16日
農林水産省告示第2229号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第七項の規定に基づき、中型まき網漁業について同項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数を次のように定める。

いわし、あじ、さば、かつお又はまぐろの採捕を目的とする中型まき網漁業について漁業法第五十七条第七項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶の隻数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる隻数（総トン数十五トン以上の動力付き中型まき網漁業の網船にあっては、同表の下欄に掲げる隻数）とする。

都道府県	全ての中型まき網漁船の船舶の隻数	うち総トン数十五トン以上の動力付き中型まき網漁業の網船の隻数
北海道	〇	〇
青森県	〇	〇
岩手県	四	〇
宮城県	〇	〇
秋田県	〇	〇
山形県	〇	〇
福島県	〇	〇
茨城県	二	〇
千葉県	五五	五
東京都	四	〇
神奈川県	五	二
新潟県	〇	〇
富山県	〇	〇
石川県	六	六
福井県	〇	〇
静岡県	一〇	五
愛知県	一八	三
三重県	一九	一九

京都府	〇	〇
大阪府	一四	一〇
兵庫県	一二	四
和歌山県	一六	三
鳥取県	一	〇
島根県	一一	一一
岡山県	〇	〇
広島県	〇	〇
山口県	二〇	七
徳島県	五	五
香川県	〇	〇
愛媛県	一七	一〇
高知県	九	七
福岡県	九	〇
佐賀県	二	一
長崎県	七七	三九
熊本県	一〇	〇
大分県	二六	三
宮崎県	一四	一一
鹿児島県	一一	七
沖縄県	〇	〇
合計	三七七	一五八

備考 この表は、当該都道府県の区域内に主たる漁業根拠地を有する中型まき網漁業の船舶についての都道府県知事が許可をすることができる船舶の隻数を定めたものである。

附 則

1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 昭和三十八年四月十九日農林省告示第四百九十八号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき、漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)

二 昭和三十八年四月十九日農林省告示第四百九十九号(瀬戸内海を操業区域とする小型

機船底びき網漁業につき、漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)

三 昭和三十九年三月十七日農林省告示第二百九十四号(小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域に係るものにつき、漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)

四 昭和四十三年四月十九日農林省告示第五百六十四号(瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)

五 平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百八十二号(中型まき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める等の件)